

国際私法学会入会手続規則

2017年6月3日理事会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第7条第2項に基づき、国際私法学会への入会手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:入会の申込み

1. 本会に入会しようとする者は、必要事項を記載した申込書を事務局に提出しなければならない。申込書の提出は、郵便によるほか、記入済みの申込書を電子メールに添付する方法によることができる。
2. 入会に際しては、本会の通常会員1名以上の紹介を得ることが推奨される。入会に際して本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、理事長がその責任において入会申込者の事情を調査し、理事長が紹介者となることができる。
3. 通常会員としての入会申込書の様式は、原則として別記の通りとする。ただし、これによることが困難である場合には、本会のホームページに掲げる英語版の入会申込書の様式によることもできる。
4. 維持会員としての入会申込書の様式は、必要に応じて理事長が作成するものとする。

第3条:入会申込金

1. 本会に入会しようとする者は、入会申込書の提出に先立ち、指定された銀行口座への入会申込金の振込みを完了しておかなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、銀行振込みに代え、理事長が認めるその他の方法により入会申込金の支払いをすることができる。
2. 入会申込金は1年分の会費と同額とする。
3. 会員は、入会が承認された年度から会費を支払う義務を負う。前項に定める入会申込金は、入会が承認された場合には、初年度の会費に充当する。
4. 入会が承認されなかった場合には、入会申込金は利息を付さないで申込者に返還する。入会申込金の返還に要する振込手数料等は返還額から差し引く。

第4条:入会手続係属中の研究大会参加

第2条並びに前条第1項及び第2項の規定に従って入会申込金を納入した上で入会申込書を提出している者は、入会の承認前であっても、本会の研究大会に傍聴料を支払うことなく参加することができる。

附則

1. この規則は、2017年6月4日から施行する。

[別記]

国際私法学会入会申込書

20____年__月__日

国際私法学会理事長 殿

国際私法学会の目的及び事業に賛同し、その定款に従うことに同意して、同会に通常会員として入会いたしたく、申し込みます。入会申込金(5,000円)の支払いは完了しています。

a. 氏名: _____ (自署。カタカナで読み方を記載して下さい。)

■b. 生年月日(西暦): _____年__月__日

c. 所属機関・地位等: _____

■d. 専門分野: _____

■e. 研究課題(代表論文等があればご記入ください):

1. _____

2. _____

□f. 住所:(〒 _____)

■g. 電話番号: _____

□h. Email アドレス: _____

■i. 紹介者(通常会員)

氏名: _____ (自署又は記名捺印)

所属機関・地位等: _____

* 本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、事務局にその旨ご連絡下さい。

** a・cの項目は名簿に掲載して会員に配布します。■の項目(b・d・e・g・i)は名簿には掲載しません。□の項目(f・h)のうち、名簿掲載を希望しない項目は□を塗りつぶして下さい。

** f・g・h以外の事項は、入会審査のため、コピーの上、emailに添付して送信すること等がありますので、ご了承下さい。

*** 入会申込金は、入会が承認された場合には、承認された年度の年会費に充当されます。